

復命書

所長	次長	技監(兼) 企画検査 課長	総務課長	用地管理 課長
建築住宅 課長	都市計画 課長	課 係		
出張日時	平成15年3月7日(金) 10:30~12:00			
出張先	熱海市伊豆山			
件名	都市計画法第81条に基づく標識設置への立会い			
内容	<p>1 出張理由等 熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] にて許可条件違反の開発行為が行われ、行為者である [REDACTED] に対し、平成15年2月28日付け熱土第72-22号にて、都市計画法(以下、「法」という。)第81条第1項の規定に基づき、開発行為の停止及び防災措置の実施を命令した。 法第81条第3項の規定により、上記の命令を出した際にはその旨を公示することとされているため、命令の内容等を表示した看板を設置することとなり、設置に当たって作業に立ち会った。</p> <p>2 現場に居た者 マスコミ : [REDACTED] 看板業者 : [REDACTED] 土木事務所 : 都市計画課 [REDACTED]</p> <p>3 当日の経緯等 別紙参照</p>			
<p>上記のとおり復命します。</p> <p>静岡県熱海土木事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">平成15年3月7日</p> <p style="text-align: right;">職氏名 都市計画 [REDACTED] [REDACTED] 都市計画課 [REDACTED] [REDACTED]</p>				

<別紙>

看板設置時の経緯等

- 10:00 事務所にて、掲出看板の表示内容の確認
 10:30 事務所を出発
 10:50 現地到着
- ・ 現場での作業はとまっており、作業員の姿は見えず。
 現地販売事務所らしき建物に、[REDACTED]の関係者と思われる人物がいたため、[REDACTED]より、「これらが違反命令についての標識を設置する」旨を口頭にて通知。
- 11:00 看板設置作業開始。設置場所を選定し、[REDACTED]が今回の看板設置の根拠条文等の読み上げを行った後、看板業者により設置工事を始める。
 設置作業中、[REDACTED]はマスコミからの取材に対応。取材内容は以下のとおり。

取材 [REDACTED]記者、[REDACTED]記者

取材の概要

- Q) 工事停止命令を出したが、今後、どうなるか？
 A) 3月17日までに防災計画を提出していただき、その後は申請者からの是正計画等を提出していただき判断することになる。
- Q) 施工状況の資料が不足し、設計どおり施工されたか確認できないとのことだが、それを是正し、引続き工事を施工することは可能なのか。
 A) 極端な言い方をすれば0から施工し直すとの計画なら認められると思う。
- Q) それはかなりたいへんではないか。他に考えられる方法はないか？
 A) こちら側で考える限り、自分たちも知らないような画期的な工法があれば別だが。
- Q) 適切な是正計画等が提出されない場合はどうなるのか？
 A) その場合は、行政手続法の聴聞等の手続きを経て、許可を取消す事もあり得る。
- Q) 上段の無許可造成の方は防災措置の計画を10日までに提出することになっているが、計画が提出されなかったり、適切な計画で無かった場合、今後どうなるのか？
 A) それは、計画を待つとしか言いようがない。
 (告発とかの話はここでは出せないと判断した。)
- Q) 前回、現地調査の際、違反を発見したと言っていたが、現地調査はどのような間隔で行っているのか？
 A) 開発行為は民間の事業であるので、基本的には申請者自ら施工管理するものであるので、定期的に現地調査を行っている訳ではない。今年度は、熱海市内で開発許可した案件は1件しかなく、他の施工途中の現場と共に現地調査を行った際に立寄ったものである。
- Q) 開発行為はそんなに少ないのか？
 A) パブルの頃に比べて圧倒的に減っている。14年度は、熱海・伊東市内各1件であった。
- Q) 開発許可され施工中の案件等は、教えてもらえるか？
 A) 土木事務所にくれば資料がある。(開発登録簿のこと)

- 11:35 看板設置が概ね終了。仕上げ作業の前に写真を撮影し、マスコミは撤収。
 11:40 作業完了。看板業者、土木事務所とも撤収。

※ 作業状況、当日の現場の様子等については、別添の写真を参照。